

秋田市告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和7年8月4日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 虹の街	虹の街訪問 看護ステー ションいず み	秋田市泉中央四 丁目2番8号 T・Kビル1階	令和7年8月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護